

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 11 日

全国営繕主管課長会議 構成員各位
(都道府県及び政令指定都市 営繕主管課長 殿)

国土交通省大臣官房官庁営繕部
整備課木材利用推進室長

国土交通省と(公社)日本建築士会連合会との協定締結について(情報提供)

平素より国土交通省における営繕行政につきまして、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

国土交通省は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第15条第1項に基づき、令和7年3月31日に(公社)日本建築士会連合会と別添の通り「木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定」を締結しましたので、参考までに情報提供いたします。

なお、別添のとおり、当省住宅局住宅生産課木造住宅振興室より各都道府県住宅・建築行政担当部局に対しても本協定締結にかかるお知らせをお送りしております。

担 当 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課木材利用推進室 片岡：03-5253-8111（内線23474） E-Mail：kataoka-m85aa@mlit.go.jp
--

事 務 連 絡
令和7年4月11日

各都道府県 住宅・建築行政担当部長 殿

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室長

国土交通省と（公社）日本建築士会連合会との協定締結について

平素より建築物における木材利用の促進にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

国土交通省は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第15条第1項に基づき、令和7年3月31日に（公社）日本建築士会連合会と別添の通り「木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

この協定に基づき、（公社）日本建築士会連合会は、都道府県建築士会による川上、川中、川下が連携した木造建築技術者の育成等を推進していく予定と聞いておりますが、これらの取組の実施にあたっては、貴都道府県の施策と連携することが有効です。ついては、今後、都道府県建築士会との協定の締結等も含めて、都道府県建築士会による建築物における木材利用促進の取組への連携について、ご検討、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、あわせて関係部局にも情報提供いただきますようお願いいたします。

担 当

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室
山崎・櫻井：03-5253-8512

E-Mail：yamasaki-y2hu@mlit.go.jp
sakurai-m85ab@mlit.go.jp

木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、公益社団法人日本建築士会連合会（以下「甲」という。）と国土交通省（以下「乙」という。）は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成等に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲及び乙が連携・協力することにより、甲の「建築物の木材の利用に関する構想」（以下、「建築物木材利用促進構想」という。）に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想

（1）構想の内容

甲は、木造建築物の設計・施工に係る人材育成や木造建築物の普及活動等を推進することにより、わが国の建築物における木材の利用の促進に貢献する。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- ① 建築物における木材利用促進に向け、甲は乙と定期的な情報共有・意見交換の場を設ける。
- ② 甲は、都道府県建築士会の協力のもと中大規模木造設計セミナーを開催するなど、木造建築物の設計・施工に係る技術者の育成を行う。中大規模木造建築物に係る設計等について、令和 11 年度までに全国で 1,500 人以上が甲のセミナー等を受講することを目指す。
- ③ 甲は、木の建築や木の利用に関わる活動を顕彰する「木の建築賞」を全国 7 ブロックで巡回実施（木の建築フォーラムと共催）する。令和 7 年度は関東甲信越ブロックで実施し、以降毎年度実施する。
- ④ 甲は、木造建築物の振興に関する乙の施策の周知に協力する。
- ⑤ 甲は、都道府県建築士会による、川上、川中、川下が連携した木造建築技術者の育成に関する取組を促進する。
- ⑥ 甲は、都道府県建築士会に対し、地方公共団体との建築物木材利用促進協定の締結を働きかける。

3. 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、定期的な情報共有・意見交換への協力、講

(別添)

師の派遣等による情報提供、甲の取組の周知・広報に関する協力等を行うとともに、地方公共団体に対し、都道府県建築士会との建築物木材利用促進協定の締結等、都道府県建築士会による建築物における木材利用促進の取組との連携を促す。

4. 構想の対象区域

全国

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和 12 年 3 月 31 日までとする。

6. その他

(1) 実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その一通を保管する。

令和 7 年 3 月 31 日

甲 公益社団法人日本建築士会連合会会長

古谷 誠章

乙 国土交通大臣

中野 洋昌